○東京薬科大学情報システム運用基本規程

令和元年12月17日

制定

（趣旨）

第１条　本規程は、東京薬科大学（以下「本学」という。）情報システム運用基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、本学の教育と研究に資する情報システムの運用及び管理について必要な事項を定め、本学の保有する情報の保護と活用及び適切な情報セキュリティ対策を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本規程は、本学情報システムを運用、管理及び利用する全ての者に適用される。

（定義）

第３条　本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1)　情報

数値化可能なデータのうち、送り手又は受け手、あるいは保管者として本学構成員が関与するものであり、かつ、規定によって格付け可能なもの。

(2)　情報システム

本学における情報処理及び情報ネットワークに関わるメディア又はシステムで、次のものをいい、その仕様や用途を元に格付けされたもの

①本学により、所有又は管理されているもの

②本学との契約あるいは他の協定に従って提供されるもの

③本学構成員又はこれに準じる者が規定に則って情報ネットワークに接続する機器

(3)　情報資産

情報システム並びに情報システムに記録された情報、情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報及び情報システムに関係がある書面に記載された情報をいう。

(4)　ポリシー

基本方針及び本規程をいう。

(5)　実施規程

ポリシーに基づいて策定される規程及び基準等をいう。

(6)　手順

実施規程に基づいて策定される具体的な手順及び基準をいう。

(7)　利用者

本学の役員、教職員（非常勤教職員を含む。）、学生、研究生、専攻生、その他本学の情

報システムを利用する許可を受けて利用する者をいう。

(8)　情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(9)　インシデント

情報セキュリティに関し、意図的又は偶発的に生じる、本学規程又は法律に則った情報システムの運用を妨げるような事故若しくは事件をいう。

(10)　部局

本学規程学則に規定する薬学部及び生命科学部をいう。また、本学規程職務分掌及び各種委員会に規定する情報教育研究センター、図書館、RIセンターなどの全学的な教育研究組織及び事務局をいう。

(11)　電磁的記録

電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式により作成される記録でコンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。

(12)　明示等

情報を取り扱う全ての者が、当該情報の格付けについて、共通の認識を持つことを目的として措置することをいう。

（全学総括責任者）

第４条　本学における情報セキュリティ対策の最高責任者として、全学総括責任者を置く。全学総括責任者は、ICT整備委員会規程に定めるICT整備委員会の委員長をもって充てる。

2　全学総括責任者は、ICT整備委員会の決定に基づき、本学における情報セキュリティ対策に関する事項を統括するとともに、本学における情報セキュリティ対策の推進体制を管理する。

3　全学総括責任者に事故があるときは、ICT整備委員会副委員長が、その職務を代行する。

（部局総括責任者）

第５条　各部局に部局総括責任者を置き、部局長をもって充てる。

2　部局総括責任者は、部局における情報セキュリティに関する啓発及び改善の実施並びに各種問題に対する処置を実施する。

（全学実施責任者）

第６条　本学に全学実施責任者を置き、情報教育研究センター長をもって充てる。

2　全学実施責任者は、本学における情報セキュリティ対策の実施に関し総括する。

3　全学実施責任者は、ICT整備委員会規程に定めるICT整備小委員会において、次に掲げる事項を協議する。

(1)　ポリシー、実施規程及び手順・基準の制定及び改廃

(2)　情報セキュリティに関する啓発及び改善

(3)　インシデントの再発防止に関する事項

(4)　その他情報セキュリティに関する事項

4　全学実施責任者は、ICT整備委員会の決定に基づき、本学情報システムの整備と運用に関し、ポリシー及びそれに基づく実施規程並びに手順・基準等の実施を行う。

5　全学実施責任者は、情報システムの運用に携わる者及び利用者に対して、情報システムの運用並びに利用及び情報システムのセキュリティに関する教育を企画し、ポリシー及びそれに基づく実施規程並びに手順等の遵守を確実にするための教育を実施する。

6　全学実施責任者は、本学の情報システムのセキュリティに関する連絡と通報において本学情報システムを代表する。

（実施規程及び手順等の実施）

第７条　情報システムの運用・管理は、基本方針及び基本規程に従い、全学総括責任者の下、全学実施責任者及び第5条に定める各部局の部局総括責任者が行う。

（情報セキュリティインシデントへの対応）

第８条　本学における情報セキュリティインシデントには情報システム非常時行動計画に関する規程等を定め、これに従って対応する。

2　情報システム非常時行動計画に関する規程等は、非常時連絡窓口と非常時連絡網を定め、非常時行動の訓練の実施について定めるものとする。

（情報セキュリティ監査責任者）

第９条　理事長は情報セキュリティ監査責任者を指名する。

2　情報セキュリティ監査責任者は、全学総括責任者の指示に基づき、監査に関する事務を統括する。

（情報セキュリティポリシー及び実施規程の更新）

第１０条　全学統括責任者は、前条に定める監査の結果並びに本学における情報セキュリティ侵害を勘案し、情報セキュリティポリシー及び実施規程の更新その他必要な措置を講ずるものとする。

（遵守義務）

第１１条　本学情報システムを利用する者や運用の業務に携わる者は、ポリシーに沿って利用し、別に定める運用と利用に関する実施規程を遵守しなければならない。

（役割の分離）

第１２条　情報セキュリティ対策の運用においては、次の役割を同じ者が兼務してはならない。

(1)　承認又は許可事案の申請をする者とその承認又は許可をする者

(2)　監査を受ける者とその監査を実施する者

（情報の格付け）

第１３条　ICT整備委員会は、本学情報システムで取り扱う情報について、機密性、完全性及び可用性の観点から当該情報の格付け及び取扱制限の指定並びに明示等の規則等を整備しなければならない。

（学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止）

第１４条　全学総括責任者は、学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を防止する措置に関する規則等を整備しなければならない。

2　本学情報システムを運用、管理及び利用する全ての者は、学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

（情報システム運用の外部委託管理）

第１５条　本学情報システムの運用業務の全て又はその一部を外部に委託する場合には、情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講ずる。

（罰則）

第１６条　ポリシー、実施規程及び手順・基準に違反した場合の利用の制限及び罰則は、それぞれの規程等に定めることができる。

（雑則）

第１７条　本規程に定めるもののほか、情報セキュリティに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、令和元年12月17日から施行する。